

政令第二百九十七号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の四第一項第二号及び第二百六十条の四十九第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 外部監査契約に基づく監査」を「第八章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における

第九章 外部監査契約に基づく監査

る国と普通地方公共団体との関係等の特例

に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に

改める。

第七百七十九条の次に次の一条を加える。

第七百七十九条の二 地方自治法第二百六十条の四十九第六項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政

令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するときは、同令第十一条第一項各号に掲げる場合に該当するときに限り、これによることができる。

第二編中第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章を第九章とする。

第七百七十四条の四十九の十九の次に次の章名を付する。

第八章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例

第七百七十四条の四十九の二十を次のように改める。

（事務処理の調整の指示の対象となる事務）

第七百七十四条の四十九の二十 地方自治法第二百五十二条の二十六の四第一項第二号に規定する政令で定める事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とする。

附 則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、事務処理の調整の指示の対象となる事務について定めるとともに、指定地域共同活動団体への事務の委託に係る随意契約のうち指定都市の締結する特定調達契約に係るものについての要件を定める必要があるからである。